その他告示

○総務省告示第百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
第１　総則	第１　総則
［１　略］	［１　同左］
２　この計画において周波数等は、次により表示する。	２　この計画において周波数等は、次により表示する。
⑴　周波数	⑴　周波数
各基幹放送局に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）	各基幹放送局に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）
［ア　略］	［ア　同左］
イ　超短波放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）によるものを除く。））	イ　超短波放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）によるものを除く。））
76.1MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数	76.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数
［ウ　略］	［ウ　同左］
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
［３　略］	［３　同左］
４　空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、⑷の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまで及び95.0MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。	４　空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、⑷の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。
［⑴～⑸　略］	［⑴～⑸　同左］
５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定める	５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定める